

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 15 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380140

研究課題名(和文) 我が国における導入に向けた追及権の有効性の検討 欧州追及権指令の影響と効果

研究課題名(英文) The potency of the artists' resale right from the standpoint of introducing to Japan - the influence and the effect in the EU directive -

研究代表者

小川 明子 (Ogawa, Akiko)

早稲田大学・総合研究機構・招聘研究員

研究者番号：90530593

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：追及権に関わる欧州の現状を把握し、欧州指令の分析を行った。それによって、指令がEU加盟国に与えた影響と問題点を明らかにした。また、欧州域外において、追及権がどのように検討されているかといった観点からの検討も行った。アメリカにおいては、議会に提出された追及権法案及び著作権局による追及権に関わる報告書を対象とした研究を行った。

またCJEUで検討された追及権に関わる二つの判決から、ハーモナイゼーションに至ったのちも存在する各国法の差異とその解決法についても検討を行い、追及権が今後どのような方向に行くか、あるいは、我が国で導入する際にはどうあるべきかについて研究を行った。

研究成果の概要(英文)：To understand the current situation related to the resale right in the EU was the first theme to be tackled. Based on the understanding, the effects of the EU directive was discussed either in the EU members and out of the Europe.

In the U.S., the resale right bills were submitted to the US Congress. Then US Copyright Office made a research about the feasibility of introducing to the US, which was 20 years after the previous research. I studied the US situation by analysing the bills and the research.

In CJEU, there were 2 precedents related to the harmonized resale royalty right in the EU member countries. I analysed the EU harmonization of the resale right itself and how the EU directive was introduced into each member country, which follows the possibilities of introducing the right into Japan.

研究分野：知的財産法

キーワード：追及権 著作権 欧州連合 アメリカ

1. 研究開始当初の背景

音楽や文芸の著作物は、完成した原作品について、出版社やレコード会社が書籍あるいは録音物という形の複製物を制作して、一般に頒布される。しかしながら、美術の著作物の場合、原作品としての絵画や彫刻そのものが販売されることが多い。追及権は、美術の著作物の原作品を著作者が販売したのち、転売が行われるごとに、著作者はその販売額の一部を受け取ることができるという権利である。つまりは、著作権という法制度において、美術の著作者の受ける保護というものは、音楽や文芸に比較して、十分ではないということから、追及権制度というものが生まれたといえる。

追及権の定義は一般に、著作者あるいはその相続人が、公開競売やディーラーの仲介によって行なわれる販売の際に支払われる美術の著作物の対価の一部を徴収することができる権利であり、譲渡不能とされている。すなわち、所有物としては、美術の著作者の手を離れた作品について、その後転売される度に販売額の一部が著作者に支払われることになり、同時に販売者（あるいは購入者と共同責任）には、この支払い義務が発生することになる。

世界で初めてこの権利が盛り込まれたフランス法においては、著作財産権の一つとして分類され、著作権保護期間と同じ期間保護が与えられる。しかし、その性質は譲渡不能かつ放棄不能であり、いわば、著作者人格権的性質をもつ権利とされた。

この権利について、フランスを皮切りに欧州各国において独自に法制度が作られたが、2001年の欧州指令2001/84/ECによってハーモナイズされ、全加盟国において同様の権利が保有されることになった。内容としては、それまで追及権を持たなかった加盟国は、2006年を期限として少なくとも生存中の著作者を保護し、没後の著作者については2010

年までに保護することとされた。しかし実際には、追及権を持たなかった国からの延長要請により期限は延長され、2012年1月より全著作者を保護することになった。

世界の状況を見ると、当時、追及権を保有する国は、55か国を超え、順調に拡大の一途をたどっているかのようにも見えた。しかし、英米法諸国においては、著作者人格権という概念は後発的に導入されたものであるため、著作者人格権的性質を持ちながら、販売に際しての経済的利益の一部を著作者に支払うという追及権導入への理解は容易ではなかった。欧州指令によるハーモナイズまでの議論においても、英国は、欧州最大の美術品市場を保有することから、追及権を導入した際の美術品市場への経済的影響に懸念を示し、当初より反対の姿勢を貫いてきた。しかし、本欧州指令によって、2006年2月14日に追及権を国内法に導入し、2012年1月1日より全著作者を保護することになった。

我が国では、これまで追及権は存在しておらず、追及権制定の可能性を視野にいれた研究も、活発に行われてきてはいない。追及権は、戦前の著書である勝本正晃教授の『日本著作権法』によって、我が国に紹介され、勝本教授の『著作権法改正の諸問題』においては、ドイツ法を基にした「美術配当権」として追及権の概念が著作権法改正試案に含まれている。外国文献の翻訳としては、尾中普子・千野直邦量教授による「美術家の追及権」、論文としては、千野教授による「アメリカにおける追及権の一考察 - MONROE E. PRICE の所論について-」、「追及権の沿革」が挙げられる程度である。著作権全般に関する文献に於いても、追及権について言及される部分は極めて少ない。2011年に拙著『文化のための追及権 日本人の知らない著作権』が集英社新書から上梓されたが、これは、一般向けに書かれた唯一の追及権を解説した書籍である。

2. 研究の目的

2006年には欧州指令によって、欧州各国が追及権制度を保有するに至り、アメリカ著作権局の調査によれば、2012年時点で世界79カ国がこのような制度を既に導入している。我が国においては、世界各国との間でFTAやTPPが予定されているといった背景から、本研究においては、欧州各国の追及権制度の実態や施行状況について比較検討を行った上で、我が国の法制度において、どのような法制度を構築することが望ましいかといった観点から検討することを目的とした。

3. 研究の方法

2006年の欧州指令によって、欧州各国に追及権制度が作られ、2012年1月より、全加盟国で没後の著作者についても保護対象となった。いわば、欧州、における追及権制度は、2012年の段階である一定のレベルで統合が完成したことになる。そのような中、今後、美術の著作者がどのような影響を受けるか、また、美術品市場は欧州外に移動してしまうのかという具体的な影響面について調査することが必要である。2012年度時点における、徴収状況、市場規模の推移、保護対象となるアート作品の方向性等について、各国で現地調査を行い、また、参考文献の収集を適宜行いたいと考えた。さらに2009年に導入を果たしたオーストラリアについても調査検討し、我が国が追及権制度を導入する際には、どのような形が望ましいかについての検討を行うことを予定した。また、講演等の機会を積極的に利用し追及権を広く一般に知らしめる活動をするを予定していた。

4. 研究成果

主な成果としては、以下が挙げられる。

(1) まず、欧州の現状を把握し、欧州指

令が欧州域内の国々に与えた影響を分析することを予定していたが、後述(2)のアメリカを優先し、欧州については、次年度以降に研究を進め、論文にまとめた(雑誌論文参照)。本論文においては、2011年に欧州議会に提出された、追及権に関わる欧州指令の評価書についても述べられ、欧州指令の欧州域内に与えた影響と問題点が明らかにされたといえる。

- (2) 欧州域外の国々の中で、追及権がどのように広がり、また、検討の俎上に挙がっているかといった観点からも調査を行った。具体的には、(1)記載の通りアメリカの追及権に関わる論文を執筆し(雑誌論文参照)また、第37回RCLIP研究会においては、「追及権導入の現状と将来 欧州指令のアメリカへの影響」をテーマとした講演を行った(学会報告参照)。当初初年度には、欧州各国の調査研究から始めることを予定していたが、アメリカにおいては、二つの追及権法案が議会に提出され、同時に、アメリカ著作権局による報告書が発行されたことから、順番を入れ替えて、急遽初(2013)年度よりアメリカについての調査に着手したものである。同時に、2015年秋には、コロンビア大学からJane Ginsburg教授を招聘し、追及権同様、譲渡不能の権利である終了権というアメリカ独自の法制度についてのご講演をいただき、アメリカにおける法制度についての様々な示唆を得た。
- (3) さらに、欧州の追及権に関わる訴訟についても検討を行った(雑誌論文参照)。CJEUでは、追及権に関わる二つの判決が出されている。Fundacio Gala-Salvador Dali, VEGAP v. ADAGP (C-518/08)及びChristie's France SNC v. Syndicat national des antiquaires (C41/14)である。これらの判決から明らかにされた、ハーモナイゼーションに至ったのちも存在する各国法の差異とその解決法についても検討を行うことで、欧州の今後の方向性についても検討を行った。
- (4) 最終的には、世界が今後どのような方向性で美術の著作者を保護していくかといった観点から、2016年3月には、学者、美術家、写真家、著作権管理団体を一同に集めたシンポジウムを開催している(学会発表参照)。まず、フランスからは、ソルボンヌ大学 Frederic Pollaud-Dulian 教授を、イギリスからは、Blake Morgan 法律事務所

パートナーである Simon Stokes 弁護士、さらに著作権協会国際連合 (CISAC) Gadi Oron 事務総長および Benjamin Ng アジア大洋州代表を招聘し、日本の芸術家とともに、追及権の在り方についてそれぞれの立場からの講演とラウンドテーブルとして、全員による議論を行った。追及権制度に対する反対意見も検討したうえで、我が国における導入を前提とした最も適切な形を考えた。

研究代表者は、本研究を、本研究以前の2010年度から2012年度まで基盤研究(c)として採択された「追及権制度の研究 我が国における導入の観点から」の継続研究として位置づけていた。そして、6年間の研究の集大成として、国際シンポジウムを開催し、既に導入を果たした二カ国を代表する研究者の意見を聞き、それを基に議論する機会を得たことは、非常に有益であり、今後のさらなる研究への足掛かりとなったといえる。

尚、本研究とは別に、2015(平成27)年度より2018(平成29)年度の間、早稲田大学高林龍教授を代表研究者とした挑戦的萌芽研究「美術の著作権保護の観点からの著作権法の再検討 追及権導入の戦略的立法論」が採択されている。本萌芽研究は、美術の著作権者に最も望ましい形での法制度を構築するといった観点からの追及権試案の策定を試みるというものである。これまでの研究成果を基に、本萌芽研究にも協力していく。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

小川明子「欧州における追及権制度の可能性と限界 欧州司法裁判所判決からの示唆」比較法学第49-2巻 早稲田大学比較法研究所 2015 149-185

小川明子「欧州における追及権制度の方向性-欧州指令2001/84/ECの影響と問題点」マイクロソフト知的財産研究助成成果論文集 2015

小川明子「アメリカ連邦法としての追及権 欧州追及権指令の与えた影響」比較法学第48-2巻 早稲田大学比較法研究所 2014 35-60

[学会発表](計9件)

小川明子「日本における追及権 導入における合理性と動機づけ」早稲田大学知的財産法制研究所・CISAC 共催国際シンポジウム「日本における追及権導入の可能性-欧州の見地から-」2016年3月5日

早稲田大学(東京・新宿区)

小川明子「追及権 日本人の知らない著作権」デザイン利活用による地域貢献ネットワーク第二回活動推進会議 2014年12月12日 広島市立大学(広島・広島市)

小川明子「Why is Droit de Suite needed in Japan?」CISAC Asia Pacific Conference 2014年11月17日 JASRAC(東京・目黒区)

小川明子「追及権導入の背景及び国内外への影響」日本知財学会知財会計・経営分科会 2014年10月24日 青山学院大学(東京・渋谷区)

小川明子「追及権導入の現状と将来 欧州指令のアメリカへの影響」早稲田大学知的財産法制研究所主催 第37回 RCLIP研究会 2014年8月5日 早稲田大学(東京・新宿区)

小川明子「写真著作権と文化」日本写真家協会著作権委員会主催 第3回著作権研究会 2014年2月19日 大阪愛日会館(大阪・大阪市)

小川明子「写真著作権と文化」日本写真家協会著作権委員会主催 第1回著作権研究会 2013年9月30日 東京JCIIビル(東京・千代田区)

小川明子「著作権法の方向性」日本弁理士会弁理士同友会主催第6回弁理士研修 2013年9月3日 東京日本弁理士会館(東京・千代田区)

小川明子「絵画、漫画と著作権 追及権を研究して思うこと」日本漫画学会 2013年8月1日 東京日本弁理士会館(東京・千代田区)

6. 研究組織

(1)研究代表者

小川明子(OGAWA AKIKO)

早稲田大学・総合研究機構・招聘研究員
研究者番号: 90530593